

第三十一回
國會參議院社會勞動委員會會議錄第二十六號

昭和三十四年四月八日(水曜日)午前十
時三十三分開会

委員の異動
本日委員横山フク君辞任につき、その
補欠として後藤義蔵君を議長において
指名した。

出席者は左の通り

理事

卷二

			有馬
		英二君	事務局側
	草葉	陸閔君	常任委員 増本
	紅露	義隆君	専門員 甲吉君
後藤	みつ君		
斎藤	昇君		
谷口	弥三郎君	○公共企業体等労働関係法等の一部を	
仲原	善一君	改正する法律案（藤田藤太郎君外十 三名発議）	
西田	信一君	○中小企業退職金共済法案（内閣提出、 衆議院送付）	
片岡	文真君	○国民年金法案（内閣提出、衆議院送 付）	
坂本	昭君		
坂田	藤田藤太郎君		
岸	田村 文吉君		
内閣総理大臣	八田 貞義君		
國務大臣	光村 基助君		
大蔵大臣	佐藤 佐藤君	○委員長（久保等君）これより委員会 を開きます。	
厚生大臣	築作君	委員の異動を御報告いたします。 四月八日付をもって横山フク君が辞 任し、補欠として後藤義隆君が選任さ れました。	
坂田	道太君		

○光村甚助君 私は日本社会党を代表して、ただいま議題となりました公共企業体等労働関係法等の一部を改正する法律案に賛成するものであります。

終戦以来十四年の歳月が過ぎ、かつての軍閥專制政治より解放され、日本における民主主義もようやく軌道に乗りましたが、この民主主義の發展に多大に貢献したのは民主的労働組合の力によるものであります。終戦と同時にマッカーサーは、労働運動を解放することが日本の民主化の先決だと考へた。さらに終戦後の歴代内閣は、万全ではなかつたが、日本の民主主義發展のために労働組合運動を正しく理解し、その發展については曲りなりに努力した点は、われわれもこれを認めるものであります。かかるに、現在

し、軍備を保護し、機械器を充當する
としている者が堂々と闊歩し、憲法に
保障された労働者の権利を行使した者
が、職を失い、獄窓につながれる、こ
の矛盾した現状を政府はどう見るか。
このような相矛盾したことが法政國家
として許されるべきことではなく、こ
のようにおのれの持てる権力を悪用す
ることは、明らかに民主政治を否定す
る一部権力者の専制政治と言わざるを
得ないものである。

このような非民主的な反動政策が、
日本の岸政府の行政でもある。現在、日
本は国際的には東洋の工業生産国、先
進国として、相當重要な位置にあり、口
を開くごとに、日本の生産水準は世界
の五指の中にあると豪語しているが、
その裏には、日本の労働者が產業復興
に多大の貢献をしたことを見れ、労働

○委員長（久保等君） 公共企業体等労働関係法等の一部を改正する法律案（参第三号）を議題といたします。
御質疑を願います。

の岸内閣は労働運動を全く理解せず、労働組合自体をもまつこうから否定するがごとき態度であるとともに、歴代内閣中においては最も反労的な内閣であるが如きは、

彈圧しても、労働者みずからがおのれの生活を破壊されるときは、必然的に團結し、生活を守るために戦う状態や、環境にあることを忘れてまはらない

者に対してもは低賃金を押しつける中から、搾取を強化し、一部独占資本のみが利益を得ているということであります。この低賃金政策を完遂するためには、労働運動の発達、強化を極度においており、この低賃金政策が国際会議においても、日本商品のボイコット等の動議となつて現われたり、日本の労働政策はマラヤ、ギリシャ並みと批判されている原因でもある。

日本のこのような反動的労働行政は、国際労働機構の会議の席上においてもしばしば問題になつてきているところでもある。

に再加盟する際、日本における集会、結社、言論の自由、並びに労働者の団結権の保障の有無が大きく取り上げられ、再び戦前のごとき反動行政はやらぬといいう約束のもとに、加入を認められたことを忘れてはなりません。その当時、日本の政府代表は、日本においては過去いろいろと問題はあったが、現在においては憲法第二十一条により、集会、結社及び言論、出版の自由が認められ、また憲法二十八条においては労働者の団結権、団体交渉権の権利は保障されており、今後においてもこれらの規定に違反することのないことを明らかにしているが、この態度表明にもかかわらず、今まで政府のとってきた労働政策は、これに反した事項が枚挙にいとまがない、すなわち昭和二十三年に公労法の制定、国家公務員法の改正をして、団結権並びに団体交渉権を抑圧し、さらに昭和二十七年の公労法改正の際にも、これらの権利保障は問題にされないまま終りきがござつがありまして、最近に

至つては機関車労組、国鉄労組、全通勤労組等解雇員が組合の役員であるといふことは ILO 加盟の宣言に反するもの理由から公労法四条三項をたてに、これらの組合には団体交渉権すらも認めない反動的な態度で臨んでいた。このことと ILO の精神にも違反するものであります。公労法四条三項並びに地公労法五条三項は、かつて石田労働大臣が ILO 八十七号条約批准に對する諮詢機関として設置された労働問題懇談会で明確にしたことと、ILO 八十七号条約、結社の自由、團結権保護規定に違反することは明確である。このようないくつかの規定は、國際労働機関の規則に基き、労働組合運営の武器とするところは居直り強盜のたぐいと何らならない。公労法並びに地公労法制定當時を思い返せば、戦後日なほ浅見ながら、十分な労働慣行の確立を見なかつた当時の GHQ の命令により、立案審査実施されたものである。この直接の契機となつたのは、戦後日本の労働運動の主導的役割をなつた官公庁労働組合の急激かつ強力な發展に対応するため、マッカーサー司令官のいわゆる政令二百一一号の書簡に基くものであり、当時すでに制定施行されていた日本全国憲法のもとでは、公務員並びに公共企業体の職員といえども労働者であるといふ見解よりして、政令二百一一号なるものは労働者の基本的権利を大幅に制限するものとして数多くの疑点と問題點があつたのであります。占領政策の施行によりして、政令二百一一号なる十八日対日平和条約の発効に伴い、これららの法律は当然憲法の規定に照らされたり、違反することは明確であるので改

さらにまた、戦後十四年を経過した日本の労働運動も年とともに成長発展し、日本の産業復興に努力した良識ある労働組合となつてゐるのであります。制定当時の事情とは全く異なる現在においては、何らその必要のない以上、憲法二十九条、二十二条に照らし、さらにはILOの精神に基いてもすみやかに削除することが正しいと確信するものである。この法解釈は、昭和二十四年二月、日本の労働法学者の大数がこれを認め、共同声明として発表しておる点でもあります。公労法、地公労法の改正は、学者間においては常識とされているところでもあります。倉石労働大臣は予算委員会及び当委員会においても公労法四条三項、地公労法五条三項の制定当时においては、労働組合みずからが共産勢力より組織を守るために希望をしていたといつてゐるが、それは過日の委員会で私は指摘したことく、労働組合内における共産党的追放と公務員の労働運動強化のため占領軍の命令によるものであつたのであります。かりに政府の言のごとに、その当時の事情により制定したとしても、現在の労働組合は民主的に運営されて何ら共産党に牛耳られているとは思えない。

を企業別のワクに閉じ込め、その正常な発展を阻害するものである。ILOは八十七号条約もこれらの不当なる介入を除外し、結社の自由の原則こそ労働条件を改善し、平和を確立する手段であると宣言しているところでもあります。加盟国のいずれの国においてもこの原則を守らなければならないとしているが、政府の態度は、結社の自由を認めないのみか、ついには結社の自由をも破壊する方向を打ち出している。ILO八十七号条約は一九四八年の総会において採択され、以来十年以上経過をしているにもかかわらず、日本は当時ILOに復帰していなかったという理由により、現在いまだに批准していないが、世界の国々のうち三十ヶ国がこの条約を批准し、労働者の基本的権利である團結並びに結社の自由を認めているところであります。

「この条約の適用を受ける国際労働機関の加盟国は、労働者及び使用者が團結権を自由に行使することができるることを確保するために、すべての必要にして且つ適当な措置を執ることを約束する。」として労働者の團結の自由、結社の自由を明確に保障しているところであるが、政府は現在八十七号条約を批准していないことを理由に、現在とっている團体交渉拒否の態度は正しいとしている。I.L.O.憲章にも明らかに記載され、たとえその条約が批准されないとしても、加盟国はそれらの条約を尊重する努力をすることになつてゐるにもかわらず、政府の態度はこのことを無視している。また、このような不当なる團結権の侵害に対する改善をめぐるため全通並びに機関車労組がI.L.O.に提訴を行なつたが、このことを重視したI.L.O.結社の自由委員会は会期を一日延長して検討した結果、公共企業体もしくは国営企業の經營者から解雇された労働組合委員または執行委員は、單にその雇用を失うのみでなく、同時にその労働組合の経営に対する権利を失うという事実は、完全なる自由のもとにその代表者を選出できるという労働者の権利、つまり結社の自由の最も本質的な側面の一つである権利に対する介入であるとして、日本政府に對して注意を喚起する、国际連盟問題懇談会において且下検討中である。

「一月十八日、懇談会は答申として、さらにこの労働問題懇談会に対し、不當にも暗に政治権力を介入させ、批准を延ばす工作を続けていたのであります。

二月十八日、懇談会は答申として、「ILO第八十五回条約は、批准すべきものである。」と明確なる結論を出すに至つたことは御承知の通りであります。このことは国際的には言うに及ばず、國內的においても政府の労働行政の誤まりを認めたことにほかならない。

これらの答申があつたにもかかわらず、批准の手続をとらず、さらに批准を延伸するため、答申の本旨ではない関係諸法規の整備が必要であり、全通の違法状態を解消しない限り批准しないという態度を明らかにしながら、国際的にはこのことを裏返し、日本政府としては閣議決定により批准すると発表し、対外的な悪評を糊塗せんとしているのです。政府が国際的に発表した批准に対する態度が真実とするならば、すみやかに批准に対する手続を完了すべきであり、この法律改正も政府みずから手で提案すべきものであります。

政府の批准引き延ばし工作が現在非常に国際的な問題となり、去る三月十三日にシネーヴで開かれた第四十一回ILO総会の自由委員会で、特に日本のこの問題のみを取り上げ、世界でのその例を見ない第二次勧告なるものが提出されている。その内容は、「日本政府が八十七号条約を批准する前に、ある条件が満たされなければならぬ」といっているが、現存する諸問題を八十

七号条約の精神により早急に解決すること及び約束した批准手続処理をすみやかに行い、条約の全面的な適用をなすであらうことを確信する」としてるのであり、このことは、政府が閣議において批准する態度を決定したといふ報告により、それを早急に実現すべきであるといつてはいることにほかならない。さらに議事録等によれば、日本政府は五月二日まで国会の会期があり、それをはずすと本年末まで批准されないことを考慮に入れ、本国会で批准を完了することを特に希望している。さらにここにいわれておる現存する諸問題を八十七号条約の精神により早急に解決することは、明らかに公労法第四条三項をたてにした全遍に対する団体交渉拒否は不适当であるとして、結社の自由を保障するには政府はまず公労法四条三項の削除を行えと解すべきである。にもかかわらず、ILOの精神を無視し、第二次勧告ともいうべき強い要請を受けておきながら、全遍が違法状態を改めない限り批准しないという態度は国際労働機構の中では通用しないのみならず、その反動性は笑止の的となることを銘記すべきであります。公労法四条三項が ILO 条約に違反するから改めよといつており、国内的にも四条三項は ILO の精神に違反すると結論を出している。この国際的に追い詰められた日本の労働行政を、倉石労働大臣は内政干渉だとうに至っては、労働問題の権威者と称する倉石労働大臣の労働行政に対するわれわれは疑問を持つものである。このような、すでに消滅したにひときい法律をもつてその違法性呼ばわ

りをすることは、社会の良識が認めないでありますし、従つて公労法四条三項、地公労法五条三項はすみやかに削除し、全通の問題としていわれてゐる国内的諸問題をI-L-Oの精神に基き、早急に、かつ完全に、労働者の團結権に対する保障を行なうべきである。さらに正常な労働慣行を確立するため、今日まで政府がとつた労働組合弾圧の労働行政を改め、労働者の権利を完全に保障する中から明るい労働慣行を作るべきである、この意味において公労法、地公労法、國家公務員法等の全面的改正が必要であるが、とりあえず現在国際的に大きな非難を受けている公労法四条三項、地公労法五条三項を削除し、国際的信用を回復し、日本産業の正当なる発展に尽すべきである。以上をもつて賛成討論を終ります。

○委員長(久保等君) 次に、中小企業退職金共済法案(閣法第一一六号)を議題といたします。
○提案理由の説明を願います。
○國務大臣(倉石忠雄君) ただいま議題となりました中小企業退職金共済法案につきまして、その提案理由及び内容の大綱を御説明申し上げます。
中小企業の従業員は、大企業と比べて、恵まれない条件に置かれておりますことは御承知の通りであります。これを改善するためには、もとより、中小企業の経営基盤の強化をはかることが必要であるので、政府といたしましては、各般の施策の推進に努めて参つたのであります。これがこれらの施策と相俟つて直接労働政策におきましても、これが改善のための対策を行う必要があることは言うまでもありません。
本国会に提案いたしました最低賃金法案は、その重要な施策の一であります。また、ここ二三年来全国各地で商店街等を中心にしてゐる共同退職金積立制度が急速に普及して参りました。申すまでもなく、大企業におきましては、すでに内容の充実した退職金制度が普及しているのに対しまして、中小零細企業等におきましては、制度そのもののすらないものがはなはだ多い実情にあります。この共同退職金積立制度は、個々の企業では、実施することの困難な退職金制度を多数の企業が力を合わせることによりまして可能ならしめようとする努力の現われであります。

す。政府といたしましては、かかる趣勢にかんがみ、より安全確実な退職金共済制度を確立することが従業員の福祉の向上と雇用の安定に役立ち、ひいては中小企業の振興に資するものであると考え、この法案を提案いたしました次第であります。

次に法案の内容について概略御説明申し上げます。この法案は、中小企業の従業員の福祉の増進と中小企業の振興に資するため、中小企業退職金共済制度を創設することとし、これに関し必要な事項を定めるとともに、その運営に當る中小企業退職金共済事業團について、組織、財務その他所要の事項を定めたものであります。すなわち、第一に、従業員のために事業團と退職金共済契約を締結することのできる事業主の範囲を、當時雇用する従業員の数が商業またはサービス業を主たる事業とする事業主については三十人以下、その他の事業主については百人以下のものといたしております。なお、退職金共済契約の締結につきましては、任意といたしております。

第二に、掛金につきましては、事業主負担といたし、その月額は、従業員一人につき、二百円以上半円以下とし、その間を百円刻みとして、事務の簡素化をはかることといたしております。

第三に、退職金につきましては、給付を確實ならしめるため、直捷従業員に対して支給することとし、その額につきましては、掛金の納付月数に応じて定めることといたしております。

なお、掛金月額の二百円に対応する部分につきましては、給付につき掛け金納付月数が七年以上十年未満の場合

五%、十年以上の場合は十%の国庫補助を行うことといたしております。

第四に、この制度の実施主体につきましては、退職金が長期給付であることにかんがみ、制度の永続性、積立金の管理の安全性並びに労働者に対する確実な給付を保障するため、中小企業の組織、財務等について必要な規定を設けることとしたとしております。

第五に、事業団は、積立金の運用によつて、保健、保養のための施設その他福利施設の経営を行うことができることとしたとしております。

第六に、事業団の余裕金の運用につきましては、その安全かつ効率的な運用を害しない範囲内で、できるだけ中

小企業に還元融資されるよう配慮いたすこととしております。

第七に、既存の共同退職金積立事業を、希望により、引き継ぐために必要な規定を設けることとしたとしております。

第八に、別途掛金についての全額免税措置、退職金等を退職所得とみなす等、必要な税法上の減免措置が講ぜられることがあります。

最後に、法案の内容につきましては、特に本件に関する学識経験者十五人を臨時中小企業労働福祉対策委員に委嘱し、その懇談会において慎重に御審議を願い、その御意見を十分尊重して申上げておきます。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

なお、この法案の内容につきましては、衆議院において、自由民主党及び日本社会党両党一致の修正がありまし

たことを御報告申し上げます。

○委員長(久保等君) 次に、衆議院における修正点について御説明を願います。衆議院議員八田貞義君。

○衆議院議員(八田貞義君) ただいま議題となりました中小企業退職金共済法案に対する委員会修正につきまして、その趣旨と内容の大綱を御説明申

〔委員長退席、理事木下友敬君着席〕

第三に、この法案の改正及び施行に関する重要な事項について労働大臣の諮問に応じさせるために、労働省に中小企業退職金共済審議会を置くこととし、本制度の運用を一そく実情に即せしめんとするものであります。

第四に、共済契約者、被共済者等が退職金共済契約上の権利義務に関する事項について異議があるときは、労働省もって従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与せんとする趣旨のもとであります。この修正は、法案の趣旨とするところを一そく具体化し、内閣の振興に寄与せんとするものであります。

第五に、第一に、中小企業の雇用の実情にかんがみまして、退職金に対する国庫補助について、政府原案においては、掛金納付月数七年以上五%と

ともに、退職金の額について政府原案においては、掛金元金及び元利合計に達する時期が掛金納付月数四年及び五年六ヶ月となつてゐるのを、それぞれ三年六ヶ月及び四年六ヶ月にするよ

うなわち、第一に、中小企業の雇用の実情にかんがみまして、退職金に対する国庫補助について、政府原案においては、掛金納付月数七年以上五%となつてゐるのを五年以上五%に改める

とともに、退職金の額について政府原案においては、掛金元金及び元利合計に達する時期が掛金納付月数四年及び五年六ヶ月となつてゐるのを、それぞれ三年六ヶ月及び四年六ヶ月にするよ

うなわち、第一に、中小企業の雇用の実情にかんがみまして、退職金に対する国庫補助について、政府原案においては、掛金納付月数七年以上五%となつてゐるのを五年以上五%に改める

とともに、退職金の額について政府原案においては、掛金元金及び元利合計に達する時期が掛金納付月数四年及び五年六ヶ月となつてゐるのを、それぞれ三年六ヶ月及び四年六ヶ月にするよ

うなわち、第一に、中小企業の雇用の実情にかんがみまして、退職金に対する国庫補助について、政府原案においては、掛金納付月数七年以上五%となつてゐるのを五年以上五%に改める

とともに、退職金の額について政府原案においては、掛金元金及び元利合計に達する時期が掛金納付月数四年及び五年六ヶ月となつてゐるのを、それぞれ三年六ヶ月及び四年六ヶ月にするよ

うなわち、第一に、中小企業の雇用の実情にかんがみまして、退職金に対する国庫補助について、政府原案においては、掛金納付月数七年以上五%となつてゐるのを五年以上五%に改める

とともに、退職金の額について政府原案においては、掛金元金及び元利合計に達する時期が掛金納付月数四年及び五年六ヶ月となつてゐるのを、それぞれ三年六ヶ月及び四年六ヶ月にするよ

うなわち、第一に、中小企業の雇用の実情にかんがみまして、退職金に対する国庫補助について、政府原案においては、掛金納付月数七年以上五%となつてゐるのを五年以上五%に改める

すべての中企業者に対して平等に退職金共済契約を締結することを義務づけたものでございます。ただし、申込者である中小企業者が從前の退職金共済契約において苦しく長期間にわたつて掛金を納付することを怠つて退職金共済契約を解除され、その後六ヶ月を経過しない場合、新たに申込みの被共済者となる従業員が從前の退職金共済契約を解除することができない旨を規定したものです。

第十条は、退職金の支給要件、退職金の額等について定めたものでございますが、その第一項は、被共済者が退職したときに、事業團がその被共済者に退職金を支給する旨を定めたものであります。ただし、掛金納付月数が十二ヶ月未満の短期退職者には、退職金の性格によるその被共済者の遺族に支給される。ただし、掛金納付月数が十二ヶ月未満の短期退職者には、退職金の性格によるその被共済者の遺族に支給される。ただし、掛金納付月数が十二ヶ月未満の短期退職者には、退職金の性格によるその被共済者の遺族に支給される。

第十四条は、退職金共済契約を被共済者ごとに一個の契約として、掛金月額は二百円以上千円以下とし、その間を百円刻みとしたものでございます。

第八条は、契約の解除について規定したものがございますが、その第一項は、事業團は公的機関であるから、第二項以外の事由により事業團が任意に退職金共済契約を解除することを禁止し、また、中小企業者は従業員のため退職金共済契約を締結していないために退職金共済契約を締結していなかったものでございませんが、第三項以外の事由によるのであるから、第三項以外の事由によりみだりに当該契約を解除することを禁止したるものでございます。

第九条は、契約の解除について規定したものがございますが、その第一項は、事業團が当該契約の本旨にもとより長期間にわたつて掛金を納付することを怠つた場合、大企業となつた場合、または当該契約の被共済者である従業員が退職金等を不正受給した場合は、事業團が当該契約を解除する旨を規定したものであります。

第十一条は、契約の解除について規定したものがございますが、その第一項は、同一の従業員について二以上の退職金共済契約を締結することを禁止します。

第十二条は、契約の要件について規定したものがございますが、その第一項は、同一の従業員について二以上の退職金共済契約を締結することを禁止します。

第十三条は、契約の要件について規定したものがございますが、その第一項は、同一の従業員について二以上の退職金共済契約を締結することを禁止します。

第十四条は、契約の要件について規定したものがございますが、その第一項は、同一の従業員について二以上の退職金共済契約を締結することを禁止します。

第十五条は、契約の要件について規定したものがございますが、その第一項は、同一の従業員について二以上の退職金共済契約を締結することを禁止します。

第十六条は、契約の要件について規定したものがございますが、その第一項は、同一の従業員について二以上の退職金共済契約を締結することを禁止します。

第十七条は、契約の要件について規定したものがございますが、その第一項は、同一の従業員について二以上の退職金共済契約を締結することを禁止します。

第十八条は、契約の要件について規定したものがございますが、その第一項は、同一の従業員について二以上の退職金共済契約を締結することを禁止します。

第十九条は、契約の要件について規定したものがございますが、その第一項は、同一の従業員について二以上の退職金共済契約を締結することを禁止します。

第五条は、十年以上の場合は十%の国庫補助を行うことといたしてあります。

第六条は、積立金の運用によつて、保健、保養のための施設その他福利施設の経営を行つて必要な規

定を設けることとしたとしてあります。

第七条は、事業団の余裕金の運用によつて、保健、保養のための施設その他福利施設の経営を行つて必要な規

定を設けることとしたとしてあります。

第八条は、事業団は、積立金の運用によつて、保健、保養のための施設その他福利施設の経営を行つて必要な規

定を設けることとしたとしてあります。

第九条は、事業団は、積立金の運用によつて、保健、保養のための施設その他福利施設の経営を行つて必要な規

定を設けることとしたとしてあります。

第十条は、事業団は、積立金の運用によつて、保健、保養のための施設その他福利施設の経営を行つて必要な規

定を設けることとしたとしてあります。

第十一条は、事業団は、積立金の運用によつて、保健、保養のための施設その他福利施設の経営を行つて必要な規

定を設けることとしたとしてあります。

第十二条は、事業団は、積立金の運用によつて、保健、保養のための施設その他福利施設の経営を行つて必要な規

定を設けることとしたとしてあります。

第十三条は、事業団は、積立金の運用によつて、保健、保養のための施設その他福利施設の経営を行つて必要な規

定を設けることとしたとしてあります。

第十四条は、事業団は、積立金の運用によつて、保健、保養のための施設その他福利施設の経営を行つて必要な規

定を設けることとしたとしてあります。

第十五条は、事業団は、積立金の運用によつて、保健、保養のための施設その他福利施設の経営を行つて必要な規

定を設けることとしたとしてあります。

ござります。第二号は、退職金のうち掛金月額の二百円をこえる額、百円に對応する部分の金額を定めたものでございます。第三項は、被共済者がその責めに帰すべき事由によって退職した場合に共済契約者からの申し出があつたときは、事業団が退職金を減額して支給することができる旨を規定したものでございます。これは退職金の性格上規定したものであります。共済契約者がこの制度を悪用することのないよう、被共済者の責めに帰すべき退職事由を労働省令で定めまして、労働大臣の認定にからしめ、かつ、減ずる額の基準も労働省令によって定めるとしております。

ざいます。この金額は、第十条の退職金の額から国庫補助金を差し引いた額にひとしいものでございます。第五項には、被共済者が偽わりその他不正の行為によって退職金の支給を受け、または受けようとして退職金共済契約が解除された場合であって、第二項ただし書き規定による労働省令で定める特別の事情に該当して解約手当金が支給されるときには、事業団が労働省令で定めるところによつて、この解約手当金を減額できる旨を規定したものでござります。

額することができる旨規定したものでござります。

二十条、二十一條、二十二条、二十三條、二十四條については特に説明を要しないと思ひます。

次に第二十五条が、不利益取扱いの禁止に関する規定でござりますが、これは中小企業者は、退職金共済契約の締結、掛金月額の変更、解除等について、その雇用する従業員を不当に差別化してはならない旨を定めたものでございます。

次に第四章が、中小企業退職金共済事業團に関する規定でございますが、これは大体ほかの公團あるいは事業團とほとんど同じ例文でござりますので説明を省略させていただきます。な

給に要する経費のうち、掛金月額の二百円までに對応する部分について、掛金純付月数——事業主が中小企業者であった期間にかかるものに限つておりますが——その月数が八十四ヶ月以上百二十ヶ月以上未満の場合は五%，百二十ヶ月以上は一〇%に相当する額を補助することを定めたものでございます。第二号は、事業團の事務に要する費用を補助する旨を規定したものでございます。

第六章、雜則でございますが、第六十一条は、掛金及び退職金等の額の検討に関する規定でございます。本制度の計算は、長期的見通しの上に立っておりますので、経済、雇用等の情勢に著しい変動がある場合等に対処して、厚生年金保険法における同様に、少くとも五年ごとに掛金及び退職金等の額を再検討すべき旨を規定したものでございます。

欄に定められた月数を掛金納付月数
通算する旨を定めたものでござい
ます。

次に第九条、第十条、十一条、十二
条は、中小企業退職金共済事業團等
に対する登録税、印紙税、所得税、法
税の一部免除を行う必要があるので
所要の法律の一部改正を行う旨を定め
たものでございます。

第十三条、十四条は、中小企業業界設
置法及び労働省設置法の一部改正でござ
いまして、本法の施行によりまして
それぞれの設置法の改正を行う必要が
あるために所要の改正の規定を設けた
次第でございます。

最後に第十五条が、地方税法の一
改正でございますが、本条は、中小企業
退職金共済事業團に対する地方税の
一部免除を行う必要がありますので、こ
のための地方税法の一部改正を行ふ
を定めたものでございます。

○理事（木下友敬君） 暫時休憩しよ
す。

午後三時十四分開会

に対する質
と存じます

○藤田慶太郎君 私は岸総理に、今度の法案に関連して、社会保障施策の基本的な問題をお尋ねしておきたいと思います。

第一に、厚生大臣、大蔵大臣とも質疑をしたのでありますけれども、今度の年金法案は非常にたくさんの問題を含んでいると思います。なぜかと申しますと、一般的に外國で行われておられる社会保障、特に年金の問題につきましては、老後の生活をやはり具体的に保障するというような形でその制度ができてきておると思います。今度の法案を見ますと、無拠出の年金が今年から行われ、拠出制度の年金が三十六年度から行われるということになつておるわけでござりますけれども、元来社会保障制度というのは、大筋をいつて、年金制度と医療制度が私は柱になると思います。この柱である医療制度的具体的に進んでいく基本にならうと私たちを考えているわけでございます。

うと、とにかく今の状態からいようと、一応のこれで私どもは最低のことは可能である。しかししながら、将来やはりこれを充実し、その向上を考えていこうということについては、いろいろと運営の面におき、また将来、今法律にありますように、國民の生活水準なりあるいは物価の問題あるいは通貨の価値の問題等とともにらみ合せて、これに対する調整ということは考えていかなければなりませんが、それは将来の問題として、われわれが改善をしていくと、また國民も十分これに対して理解をいただいて、協力して、國民自身も政府と一緒に、この制度の完成に向つて努力するという一つ御協力を願うことによつて、将来の内容充実をはかつていくといふことが、今後の状態からいふと私は望ましいと、こう考えているわけでございます。

○藤田藤太郎君 今、岸総理の答弁にございました通り、帰するところは、日本の経済力との関係で、こういう格好になつて、やむを得ないのだと、こういうことをおつしやつたと思うのです。しかし、私たちが考えますときには、今度の中の無拠出の七十才以上千円、これは無拠出の形で支給をされるわけですけれども、これはこの千円でいいかどうかということは、非常に議論のあるところでございます。國の経済力との関係において、どの程度まで出した方がいいか、それからまたどういう工合にして拡大増額していくのか、いろいろであります。私たち、この千円といふ問題については非常に少い、こういふ工合に考へて、その問題もそれでございま

すけれども、四十年かけて今の計画で三千五百円、今三千五百円でそれじゃありこれを充実し、その向上を考えていこうといふことについては、いろいろと大へんな問題だと私は思うのであります。それに四十年もかけて、そうしてその三千五百円というような格好を計画して、この案をお立てになるという心のうちから、所得保障による老後の保障という年金によって生活をささえていこう、その柱にしていこうというお話とは、非常に大きく食い違つてゐるのぢやないか。ここに四条の「生活水準その他の諸事情」ということだけでは、これは明確に、どういう工合にして、今の日本の経済の成長率と発展率との関係において、どういう工合に発展をしていくかということが四十年先の三千五百円というようなことを今計画されることは、この年金制度によって老後の方々の生活を守つていく、こういうことに、本気でここにお考えがあるのかどうかといふことだけでも、どう手直していくか、今出発はこう三十四年度から拠出制の年金が始まると直していくか、今出発はこうだけれども、どう手直していくか、それを日本経済の成長との関係でどういう工合に手直していくか、今出発はこうただけでございます。どういう工合に手直していくかといふ問題が、私は非常に重要な問題の一つとして出てくると思ひます。

もう一つの問題は、他の公的年金との関係でございます。他の一般的の年金が九つほどあると思いますが、この一般年金、公的年金との関係を見てみると、今度の年金と現在行われている問題との対比をしていきますと、非常に私たちには理解ができない、わざいましょうし、われわれの予想し得ない、このような事態も、いろいろその間に起つてくることをあらかじめ覚悟しておかなければならぬと思います。それでも、今度の年金と現在行われている問題との対比をしていきますと、非常に私たちには理解ができない、わざいましょうし、われわれの予想し得ない、このような事態も、いろいろその間に起つてくることをあらかじめ覚悟しておかなければならぬと思います。従つて、そういう事態に處するようになりますから、五年ごとに定期的にこれまで老後に對して八千円か一万円という格好で、どうなとその年金で老後を、子供やその他の厄介にならずに、その方々の生活を守つていく、こういう仕組みが競つて今日行われるわけでございます。その面から見ますと、四十年後の三千五百円で、これで老後の生活を保障していくとか、母子、身体障害者の生活を保障していくところである。私たち、この千円といふ問題については非常に少い、こうあるのじやないか。だから私の、先ほんから言つていますように、岸総理は社会保障の二大支柱である医療制度と

年金制度を充実して、経済の発展の度合いにおいて云々といふお話をありますけれども、現実ここへ出された法案の考え方、私のみならず一般の人から見て、これでは老後の生活がほんとうに真剣に年金制度で守つていくとから見て、これでは老後の生活がほんとうに真剣に年金制度で守つていくと、大へんな問題だと私は思ひます。それに四十年もかけて、そうしてその三千五百円というような格好を計画して、この案をお立てになるといふことになるのかどうかといふ、非常に疑問を持つていてるところでござります。これは具体的の問題、そこらあたりの点について手直しを、それを日本経済の成長との関係でどういう工合に手直していくか、今出発はこうだけれども、どう手直していくか、それを日本財政の全体から見たところのバランスといふものも一つ考えなければなりません。それから同時に、年金に入るための掛金と、そして積立金の運用から生ずる利子と、並びに国庫の財政負担と合してこの年金が支払われるわけでございます。そこで考えなくちやんとおでございます。そこで考えなくちやんとおでございます。

○國務大臣(岸信介君) 拠出制の国民年金のなににつきましては、これに入りません。これは具体的の問題、そこらあたりの点について手直しを、それを日本財政の全体から見たところのバランスといふものも一つ考えなければなりません。それから同時に、年金に入るための掛金と、そして積立金の運用から生ずる利子と、並びに国庫の財政負担と合してこの年金が支払われるわけでございます。そこで考えなくちやんとおでございます。

○國務大臣(岸信介君) 私ども通貨価値の安定ということは、実はこの問題だけじゃなしに、すべての経済政策の根柢でありますから、極力その通貨価値の安定ということは考えていかなければならぬ。インフレーションといふようなことは起してはならぬと思いま

も、いろいろな変動からそういうことが起らないとも限らない。万一そういうことがあった場合においては、すぐそれに対しても五年ごとに定期的に調査して少くとも五年ごとに定期的に調整する。それが調整をする。それ以外の今のインフレーションとか何とかという急激的な変則的なことが出れば、そのつどこれが是正について具体的に調整をする、こういう方針でございます。

○藤田藤太郎君 そこで、もう一つお聞きしたいのでありますけれども、今度の援護年金といいますか、無拠出の年金と生活保護法の適用者との関係でございます。この生活保護法といふのは、御存じの通り二千円足らず、地方に行きますとうんともっと低くなりますがれども、これをもらっている人に今度千円を出して、こういうものを、その千円という額を、まさかそんなことはないと思いませんけれども、が明確になつていないのであります。その点についてお答えを願いたい。

○國務大臣(岸信介君) その点につきましては、いろいろ御諮詢もございまして、開議におきまして、これは差し引くというようなことはしない、加算するということをきめました。ただ、その額を幾らにするかということにつきましては、まだ明確に開議決定になつておりませんが、千円の程度においてこれを加算するという方針で、関係省の間の意見をまとめるよう努めをいたしております。

○藤田藤太郎君 そうすると何ですか、閣議決定によつて、名前は併給ということはおっしゃいませんでしたけれども、加算という形で千円は具体的には併給の形をとる、こういう工合に理解していいのですか。

○國務大臣(岸信介君) さように考えております。

○藤田藤太郎君 それじゃ、それは明確になりました。すると問題は、さつきの一番最初のお話に戻るわけですが、いますけれども、この生活保護法といふものの基準が高いほどのでござりますけれども、しかし、今の額では、生活保護法の額には、非常に困難な生活をしておる。私たちも国会において生活保護法の増額をして、何とかしてそういう苦しい生活をしている方々の生活を守っていく処置を講ずべきだと主張して参りました。参りましたけれども、なかなか具体的には進行していないわけであります。だから、この際岸總理は、この生活保護法適用者には、これに加算という格好で実質的には支給するということでござりますから、生活保護法自身をこれに見合うように改正をする、支給金額を改正をする、こういう気持はどうでございましょう。

○國務大臣(岸信介君) この生活保護法と接護年金との関係につきましては、先ほど私がお答えをした通りでござります。そこで、今の生活保護費の増額の問題についての御質問は、今政府として直ちにこれを増額する、いろいろな点を検討してみないと、結論は私申し上げかねると思います。今のところ、これを引き上げます

ということは、ここで明瞭に申し上げることはできません。なるべくこれらの人々の生活を、困っている状態を引き上げるような方向に政府が努力すべきことは、これは当然であると思います。ですが、今日直ちにそれでは引き上げますということをお約束はまだ差し控えたいと思います。なお、十分に検討をして結論を出したいと思います。

○藤田藤太郎君 そうすると、こういうふうに理解してよろしくございましょうか。今年の年金と生活保護法との見合いでおいて、具体的には年金に加算という格好で支給すると明言されましたが、このございましたら、具体的には七十才以上の方々にはそういう具体的な支給というものが生まれるのでござりますから、これに見合うように今後政府としては努力を、生活保護自身もそういう工夫を持っていくよう努めをすること、こういう立場に理解をしてよろしくございますか。

○国務大臣(岸信介君) 私の中し上げるのは、今年の生活保護費そのものの額を全体を引き上げるという問題に關しては、これはなるべくそういう思われない人の生活ができるだけよくしていかくという方向に政府が努めることは当然であると思います。しかし、今日の状況において直ちにこれをどの程度に引き上げる、一般的にですね、といふようなことは、いろいろな点を十分に検討してきめたい。ただ、国民年金と生活保護費との関係については先ほど申し上げたように加算すると、こういうことでござります。

○国務大臣(岸信介君) 先ほど私がお答え申し上げました通りに、御理解を願いたいと思います。まず、そういうふうに生活保護費にこれを年金の条件を考えてしまふに理解してよろしいですか、ということを言つてゐるのです。

私は今ここでは考え方がないと思います。生活保護費とこの年金の関係については差し引くとか、いろいろ多い方をやるとか、いろいろな考え方があるが、それに対してはそういうことをせずに加算する。しかしながら、他の一般のなにについては、一般の生活保護費の充実なり向上をはかる意味において政府としては今後努力をするけれども、それを直ちに今のと權衡をとるようになるというようなことはまだ申しかねると思います。

○坂本昭君 総理に数点お伺いいたしたいのですが、最初に社会保障と経済政策の問題について一言明確にしていただきたいことがあります。それは、先般最低賃金法の成立の際に、ニュー・ディールの問題を私はお伺いしたのであります。ところが私は、アメリカの例ではニュー・ディールの一一番最初に最低賃金政策の問題が出て、それからあとに社会保障が続いているのだ、そしてこういう考えはその後、当委員会における公聴会におきましても早稲田の平田教授は、去年も日本に来ましたフランスのラロックといふ社会保障の学者がおります、この人

は最初に貨金政策というものは先行する、いわば社会保障の前提条件だ、先決要件だ、ところがそれについての総理のお考えははなはだ私は不明確である。特に私は、何もニュー・ディールの問題を論じているのではなくて、ニュー・ディールのあのときの状態と、いうものはたしかに設備過剰の過剰生産恐慌の一一番典型的なものである。そして日本の現在を分析するというと日本の現在の不況、これについてもいろいろな御意見がございましょう。しかし、不況があつたから一昨年から財政の引き締めをやっておられる。そしてその影響は、アメリカの不況の影響を受けて日本も同じような引き締めをやってきておる。そのアメリカの一昨年の不景気というもの、これについてアメリカでも日本でも学者はいろいろ検討しておりますけれども、やはり一九三〇年のころのあのペニックと相応するものがある、共通のものがある。もちろん、細部にわたっては、ウォール街の大暴落だとか、あるいは貿易上の変化だとか、そういうようなものはあの当時のものはない。しかし、アメリカの中ににおいてさえも一九三〇年のペニックと、一昨年以来の不景気というものを共通の地盤で見ている。そういう立場というものがたくさんある。そして、そのアメリカの影響を受けて日本も過剰生産の状態にあることも間違いない。私は何もそのことを分析するのではなくして、その当時にやつたルーズベルトの政策の中にいつも社会保障というものが先行している。その中でも貨金政策は一番最初にいわば火ぶたを切つて行われる。そのことについての関心を現政府

の首脳部の方々に理解してもらいために何度も、これは去年の予算委員会から私言っているのです。私の意見が最近は、池田賃金二倍論ですか、そういうところにやや現われてきて、われわれの所説の一部が若干奪われた格好になつておりますが、もちろんそれにしてもいろいろと理解の差はあります。ただ、私が特に申し上げたいことは、そうしたニュー・ディールをとつたときのルーズベルトの考え方というものは、これには学ぶべきものがたくさんある。そして特にあのニュー・ディールの政策によってアメリカの資本主義というものの構造が基本的に変化している。そのアメリカの資本主義の構造の変化といふのは、社会保障の上に立ってやつてきている。特に所得の分配の均等化ということと、それもう一つは、政府部門の拡大、こういうところが、そういう点について現政府の皆さん方が明確な認識を持っておられないために、ただ社会保障といふものも二つの要素で行われてきている。そしていつもその口実は、金が足りないとか何とか言っておられるのだけれども、ルーズベルトのやつたことは決してそうじやなくて、もつと基本的な点に掘り下げる、社会保障について非常な信念を持つて、これがアメリカの経済を変革し、アメリカの資本主義の構造を変えるのだ、そういうことでやって、その結果は生産が非常に大きく広がつてきている。私はそういう点で、何度も去年以来繰り返して申し上げてきているので、その点に

デュール、日本は日本、実はそういうふうな御理解を持たれるとすると、同じ自由主義の立場に立たれる岸総理としても、社会保障を推進する上におおきな誤まりを犯すのではないか。私は、これはむしろ皆さん方の政策が順調にいくことを願つて御意見を申上げている。まずこのことについて、相変らずニール・デュールは向うの政策だというようなことでおられるのかどうか。その点を伺つておきたい。

○國務大臣（岸信介君） 私の理解しているところによれば、もちろんニール・デュールの場合はルーズヴェルトの

るいは文化国家、福祉国家を念願してもやならなければならぬことあります。それが同時に賃金が引き上げられる、あるいは社会保障が充実してきて国内需要というものが起り、それによって産業をさらに発展せしめるという作用のあることは、これはもちろん頭に置かなければなりません。従つて私は、全面的にニュー・ディールでアメリカがとった政策がそのまま日本の現在にすべて当てはまるとも思ひませんけれども、しかし、そういう社会保障の点を充実していくことが、單にこれは抽象的文化国家とかあるいは福祉国家を作るためのなにだということよりな單純な名目的なものではなくして、同時に産業政策として経済の発展上にそれがやはり回り回って効果となるのだという点は十分に認めなければならぬと思う。従つて、ただ不況対策として社会保険制度をやるとか賃金を値上げをするとかいうことではなくして、これは当然日本としては考えいかなければならぬ問題であります。さつき言ったような点を頭に置いて、実はこの前也非常に簡単に答弁いたしましたから、何だかニュー・ディールは向うのことで、こっちはこっちだというふうになにしたかと思いますが、事実はそういうふうな違ひの点もやはり頭に置いて考えて考えなければならないという点を申し上げたつもりであります。

デイールが取り上げてあるのです。私は、実は去年の春の予算委員会からこの問題を取り上げてきておったところが、厚生白書の中にやはりニード・ディールと社会保障のことを取り上げてあるのを見まして、やはり政府部内の中にもそういう見解のあることを認めたのです。ただどうも、この間は真夜中のことでしたし、だいぶお疲れのこところでしたから、ニー・ディールと日本の事情とは違うという一言で放り出しましたが、これは特に大蔵省内で、こういう考え方の方はおられますし、そういう立場のもとに厚生行政を取り、社会保障を進めていたから必要があるとしても、特にこれからあとで問題になってきますけれども、積立方式による年金が作られていきますと、こういう点の深刻な問題がたくさん出てきます。でありますから特にこの点は一応きょうは議論はこれで打ち切って、注意を私としては喚起して置いて、次の問題に移りたいと思いま

い説明はいたしませんが、多分郵便局は総理も御承知にならないと思つてから簡単に申し上げますと、これで正十五年に成立して昭和の初めから契約の状況は最初には約七万件であります。それが昭和十六年には九十五件、そして終戦を迎えたが、それまで戦を迎えた二十一年には百九十一件、その後はずつと減少してきてます。三十一年には百三十八万件となっておる。ところが、年金の額えておる。年金の件数が減つて、ふえるのはどういうことかと調べると、内容的に短期の定期年金というのがふえております。定期年金とのは、たとえば総理のお孫さんが大学に行くと、大学に行つて、その金がもらえる、あるからいでおられるとしますか、その結婚した場合に結婚支度金が取られてしまう短期の定期年金、これが結構年金から学資がもらえる、あるんど九四%程度であります。そりやうゆるわれわれの考へているの本來の郵便年金、いわゆる国民年金の面で言うところの長い間かかる年金というものはたつた六%、どういうわけでそなつてきたか、郵政大臣に対する一つの考え方が端的に述べています。まず、郵政大臣から、そういうふうになつてきたか、御についてお詳しく述べたいと思います。

に充てる定期年金というものは九四%くらい、それから養老年金、いわゆる終身年金と称するものはたった六%で、御指摘の通りであります。これの原因ということについて、どういうことによってこういったものが少くなつたかということには、やはり戦争によつてこの契約に、いわゆる貨幣価値の激変、こういうことによつて受けた打撃といふものが非常に大きく影響しているのではないか。たとえばここにお示しのように、大体こちらの方で調べてみますと、二十一年までには契約数といふものは、小口の方は百三万三千件、そして年額二億一千五百万円というものが年金であつた。その平均といふものは二百八円ということになつております。そうすると一年に三百八円でありますから、月十六、七円、こういつた形ではこれは、実に年金としては、当時作った精神から理解するといふと、非常に貨幣価値の激変といふようなことによつて、どうもこれはもう期待できないということが、私は何としても最大の原因ではないかと思う。

一方定期年金の方は、五年なり十年なりの後に子女の入学のときの資金に使うとか、あるいはせがれの学資に使うとか、あるいは孫の教育費に使うなど方法というものは、郵政省としては激変したというわけで、これをスライド方式とか、物価指数とかというようなことによつて、これを増額するといふ方法のものは、郵政省としては全然それを行なう得ない、いわゆる独立

採算とでも言いましょうか、そういうことでその資金の運用にいたしましても、たとえは地方債とか、国債とか、あるいはまた地方公共団体の貸付など、いろいろな方法で運用するわけがありますから、これをスタイル方式とか、あるいは物価指数等によつて当時の二百八円というものを増額して支給するというような方法といふものは全然ない、また一般会計の方からこれを持ってきてふやすというほど國家財政といふものにはゆとりがない。あれやこれやで、郵便年金、特に終身年金に対する関心が薄くなつて加入者がだんだんと魅力がなくなつて減つてきた。かように考えております。

いのは、私のところへずいぶん手紙が来ていました。おそらく総理の返事によっては総理のところにもたくさん陳情が来ると思うのです。寺尾郵政大臣のところにもたくさん陳情が来るでしょう。とにかく何とかしてくれ、食うや食わざでたくわえた郵便年金が全部だないから何ともできない。実際これを持込んだ人に物価にスライドしてやるならば、この前の郵政省の説明では少くとも一千億ですから四、五千億ぐらいは要るだろう、こう言っているのです。総理はこの郵便年金について一応これは国が行う、これはだいぶ前のことですけれども、こういう問題について、まず郵政大臣から、それを一体どういうふうに措置するお考えであるか、もうこんなものはほっぽらしかないと、毛頭何も考えないつもりであるか、まず所管の郵政大臣に伺い、それからさらに、全日本の国民に対してもこれから施行されようとする総理大臣に郵便年金の、こういうささいといえぱささいですけれども、やはり国が行なってきた仕事です。これについて総理はどう考えておられるか、あとどうこの処置をされるおつもりであるか、まず郵政大臣から伺いたいと思います。

といったようなものとは若干内容が違ふ。うのじやないか、従つて他の郵便貯金にしろ、一般貯蓄にしてもこうして激変の場合の処置としては、郵便貯金などは切り下げるまで行なつた。これはこの間御協力を得て、この切り下げに對しては支払いをするという法律案の成立を願つたわけであります。が、今日の今の状態においては非常に不人情な感じかもしませんけれども、いかんともいたし方がない、非常に遺憾であります。が、そういうふうに考えております。

も、十分措置をとることになつてゐる
し、それからそういう激変がなくとも五
年ごとのなににおいていろいろな検討
をしての再検討をするというようなこ
とになつておりますから、今までの郵
便年金の場合とは国民年金の場合が非
常に私は本質的に違つておる、また扱
いの上においても違つておる。ただ、
郵便年金の問題につきましては、それ
は非常にお気の毒な状況もありますけ
れども、これは他の一般的な定額債権
の契約ができ上るところの債権とこれ
だけを特別に扱うことはこれは
困難じゃないかと、こう思います。
○坂本昭君　そうすると、國が行なつ
た年金であるけれども、これは任意の
契約だから将来とも郵便年金について
は何ら手当をする意図はない。しか
し、今度行われる國民年金について
は、これはそういうものと性格が違う
から、特に第四条に書かれてある範囲
内において責任を持つ、そういうふう
に理解いたしましたが、それにしては
第四条の一項、二項の規定について、
これは衆參両院においてついぶん審議
されてきました。結局、最後は水かけ
論になりますが、これだけの規定では
非常に不安を持ちます。実際私は、郵
便年金などをやつてきた人たちは、國
がやつてくれるんだから何とかしてく
れるだろうという安易な気持を持って
おった人です。しかし、今度の國民年
金は全國民が非常に期待を持つておる
けれども、すでに今までの公聴会にお
きましても、この程度の規定ではまだ
不安心だという声が非常に強いので
す。私はやっぱり政治を行う上において
は、國民に不安心を与えたならば、
國民が信頼感をもつてこの仕事をを支持

してくれないと思ひます。そうすると今度の問題は、これで全部保険料の積立方式であります。厚生省自体は、三割は払う能力がないだろう、払う能力のある人の中で、また七割のうち八割ぐらいは払い得るだろう、結局ほんとうの保険料を払い得る人の数というものは六割ぐらいになつてゐる。しかも、その六割の人に対しては、これは法文の中を見ますと、払えない場合は国税の徴収にならつて強制的にこれを徴収することもできるのです。それはほどきつい法律であります。が、ほんとうに信頼感があるならば喜んでみんなどんどん出すでしょう。しかし、これはあはらしいぞ、こんなことをやつておつても十年ぐらい、十年ぐらいは信頼はおける、しかし十年たつても年金はもらえません。四十年後、しかも二十才の成年とすれば、四十年たつてまた五年待たなければならぬ。四十五のときから月に三千五百円……。これはあはらしい、ばららしいということになつたら、國民が支持してくれないと思います。特に私は、ですからこの第四条については、總理が政治的な全責任を持つて國民に明確なことを言わなければ、私たちも実はこれだけで非常に不安心であります。これはほんとうにやつてくれるだろうか……。ギリスのような場合は、二年置きに調整をやって、そうして具体的にそれを直していく。ところが日本の政府ほど國民が信頼の置けない政府はないのです、今までやつてきたところを見ると、私は後ほどに厚生年金保険の実例を申し上げますが、日本の政府

明確な言葉で、責任のある言葉をもつて、もし法律で、今法律の改正ができるないと言われるならば、当然これは法律改正をした方がいいと思ひますけれども、できないとすれば、総理大臣が誰か責任を持って明確なことを言っていたらだかなければ、われわれも今度の国庫年金、これはいいものだから、額は少しあれども、われわれは反対したけれども、まあ一つやろうじゃないかと、なかなかそう言えないのです。その國庫の責任において、特にこの景気変動の場合は、調整についての總理の、先ほどの御答弁がありましたが、明確な御返事をお特にいただいておきたいと思うのですが。

とを法律に規定するということは、われわれとしては、インフレーションといふようなものは起さないという建前で政府はやってきておるわけでありますから、これを予想して法律に書くことは適当ではありませんけれども、もちろんそういう場合において、政府は現在の公的年金について現に措置をしてきておりますから、ただそれを実例に応じて適当な調整が加えられるることは当然である。それから一般的には、五年ごとに検討して生活水準に応じようように調整していく、こういう規定であります。

とを法律に規定するということは、われわれとしては、インフレーションといふようなものは起きないという建前で政府はやってきておるわけでありましたから、これを予想して法律に書くこととは適当ではありませんけれども、もちろんそういう場合において、政府は現在の公的年金について現に措置をしておりますから、ただそれの実例に応じて適当な調整が加えられるることは当然である。それから一般的には、五年ごとに検討して生活水準に合うように調整していく、こういう規定であります。

○坂本昭君 厚生年金保険の例をあげてみても調整てきておらないのです。一番新しい改正は昭和二十九年に施行されました。五年ごとに行われることになっております。今度も一應總理の意図を若干は体しておるかも知れませんが、一部の改正が今度実は出されてきておる。まだ当委員会においては審議されておりませんが、厚生年金保険のたとえば定額部分、昭和二十九年に二万四千円というのがきまっております。五年たつたらその間にずいぶん物価も上ってきておりますが、定額部分の二万四千円に対するスライドアップというのは、今度の法案の中にも出されておらない、つまり總理は、恩給などについてはそれは確かに戦争前に比べたら上げられておりますけれども、この二十九年の厚生年金保険のもの、この定額部分の二万四千円についても出されておらないのです。だから私たちには、五年たつたことしになつてもそれを上げるという案は厚生省の中にもなつておらないのです。だから私たちには非常に心配で、もつと明確に規定をしてもらわないととても信頼できな

○國務大臣（坂田道太君） 今度提案をいたしておりますものにつきましては、お説の通りに定期部分の引き上げはやつております。やつてはおりませんけれども、これは決してやらないということではなくして、今度はやらなかつたということをございます。実はまだこれにはいろいろ御議論もあるところでございまして、審議会の御意見にも二つあつたわけでございまして、この定期部分を上げるべきか、また標準報酬の方を上げるべきかという御議論にこれは分れるところでござりますが、そういうふうな場合には定期部分は上げるというわけでありますから、次の機会におきましては私たちには考慮したい、というふうに考えておるわけであります。そのように御了承を願いたいと思います。

共企業体職員等の共済組合は二十年、公恩給は十七年、市町村職員共済組合は三十年、私立学校も二十年、大体十五年から二十年です。ところが今度の国民年金は四十年です。非常に長い。それから支給開始年令も厚生年金は普通の場合は六十才、特別の場合は五十五才、それから国家公務員共済組合は五十才、公共企業体職員これは五十五才、市町村、私立学校では五十才、みな非常に開始年令が早い、そうすると、今まであるものについても、このうちでも模範的な厚生年金保険などについても、今のよくな、五年たつても定期部分の改訂もやつてくれない、それに比べると、今度の国民年金法案というものはずっと、レベルが悪い。非常に悪いものだから、おそらくこういうふうに、第四条に書いてくれているけれども、なお見てくれないのじやないか。大体厚生大臣も御承知と思いますが、戦争のときに国民酒場、国民学校とか、国民の字がついた。国民の字のついたものにあまりいいものはないですよ。程度が低いとか、ますいものを飲ませるとか。今度の国民年金法案というものの何かそんなようなものじゃないかという心配がある。特に農村の人たちはこう言うのです。農村から次男、三男が出かせぎに出てくる、そうして工場に勤めて厚生年金に入る、しかしまだ村へ帰る、出たり入ったりする、通算の問題が入ってくる、計算よりももつと切り合いで考えてくらししか、通算なんかどうでもいい、通算内容をよくしてくれ、こういう要求があるのであります。これは私は、農民の人々の非常に素朴な、そうして率直な今

度の法案に対する批判だと思う。これは、厚生大臣とはずいぶん議論しましたから、総理に、一番總理がこの対象としておられる農村の人たちが、通常のことよりもつり合いをやつてくれ、今度のように四十年もかかるのに、百姓はとても待ち切れない、ほかの公的年金だつたら十五年から二十年、それから五十才、五十五才でもらえるのに、これだと六十五才、しかも農村の六十五才といつたら、非常な重労働で働いているからうんと年をとつていい、もっとつり合いを考えてくれという素朴な要求があります。總理はどういうふうにお考えになりますか。

○國務大臣(岸信介君) 各種の年金につきましては、いろいろ年限その他について、給付内容が違っていることは坂本さんの御指摘になっているようなことがあります。しかし、と同時に、この国民年金というと、使用者なんかに勤務している広義の意味におけるサラリーマンの立場と、全然そういう立場でない一般国民のなににおいてある程度の差異が出てくるということも、これも私はよく理解してもらうならば、非常な無理があるというわけじゃないと私は思います。

それからなお、いろいろな年金、官吏の場合におきましても、あるいはその他の厚生年金の場合におきましても、だんだん期間が長く十七年、官吏と公務員の場合は十七年から始まりますが、さらに年限があえれば積立はふえていくと額がふえる、このなにつきましても、国民年金の場合におきまして二十五から始まりまして四十年というなにははずと段階がございまして、支給額も変更なり差異が出てきます。

こういうような点がありますて、今お話をのように農民等の素朴な考え方をもって、他の厚生年金とこの法との差異が相当ある、通算よりもその内容を何とか同じにしてくれという素朴な意見があることも、これは私も全然無視というか、そういうことはないわけではありませんが、本来の性格の違うということに対しても理解をしてもらわないと、簡単にあるいは、あれとこれの給与内容がこうなっているから、国民年金も厚生年金並みに扱うという結論にはなり得ないのです。まずわれわれとしては、先ほど申しておるよ、各年金の間の期間の通算、またその他の調整の問題を考え、また国民年金そのものについても内容を漸次充実していくという方向でやつていかないと、今直ちに厚生年金と比較してそれがどうだというわけには私は参らない、また立場も違う、また法律関係においても違う立場にある、こう思つております。

○坂本昭君 しかし、総理もにわかにはできないとおっしゃられますけれども、あまりに皆さんのが御自慢になるほどの内容でないということだけは、これははつきりつかみ取つていただきたい。皆さん方公約の国民年金をやつた。しかし、だんだんと国民の方は賢明になりますから、やはり内容をどんどんと改善していただきなければなりません。たとえば今の通算制の問題についても書いてあります。衆議院では昭和三十六年までに早く措置をとれといふ附帯決議をつけましたが、これについてもやがて通算制を実施するということについても、これはこの法律の中にはすみません。たとえば今の通算制の問題についても書いてあります。衆議院では昭和三十六年までに早く措置をとれといふ附帯決議をつけましたが、これについても厚生大臣並びに総理の、この通算制の

○國務大臣(坂田道太君) 三十五年度中にはこの措置をとりたいというふうに考えております。三十六年度から拠出年金は始まりますから、それまでにぜひこれをやりたい。これをやらなかつたならば、おそらく国民年金も意味がなくなつてくるといふうに私はちは考えておる次第であります。

○國務大臣(岸信介君) 厚生大臣の答弁と同じでござります。

○坂本昭君 厚生省の方も非常に熱心だという理由は、非常に脱退する者が多いため。労働者の厚生年金保険の場合にも、男子と女子と比べると、男子の場合合は十年たつというと、十万人がもう七万七千人くらいに減っている。二十年前たつと六万七千人くらいに減っています。女子の場合だと、十五年たつたらもう一万六千人しか残っていない。非常に出入りが多いですから、これも少くとも三十五年度の終りくらいまでにやられると、う明確なお返事をいただきましたから、この点は了いたしました。

○國務大臣(坂田道太君) 特別会計につきましては、三十六年度からこれをやるという日程でやっていきたいと思つております。

○國務大臣(佐藤榮作君) 昨日もお答えいたしましたように、三十六年度にはやりたいというふうに考えておる次第であります。

○坂本昭君 構立金の額については、もう総理も御承知だと思いますから申し上げませんが、この構立金のことについては衆参両院で相当議論があつたのであります。どうも厚生省の議論を聞いておりますと、厚生省自体少しあせつてゐるような感じがするのです。何とかして厚生省は自分のところで金をとりたい、大蔵省の方はやるまい、なるべく財政投融資の方に回していくきたい。私の方で見ると、大蔵省はこの積立金の上に従来もあくらをかけていいる、これからもまたあくらをかけていく、そういう傾向がある。それに対しても厚生省は、何とかこれをとりたい、しかし、これは政府の行政機関の中で奪い合いすべきものではなくて、これは国民の金であります。でありますから、国民のために使うことを考えなければならぬ。ところが、従来の厚生年金保険の場合、厚生年金保険も先ほど申しました昭和二十九年に第十九回国会で改正を行われました。そのときに附帯決議が衆参両院でついているのです。たくさんついている中で、積立金について衆議院においては、効率的、民主的措置を講じ、特に拠出者の意向を反映し得るよう工夫することと、いう附帯決議があります。参議院の方では、民主的、効率的に管理運用するよう特別の措置を講ずること。民主的、効率的という言葉特に拠出者の意向を反映する、そういうことができておりますところが、この附帯決議、一つも実行されておりません。このときの総理大臣は吉田茂総理大臣、大蔵大臣は愛知大蔵大臣、厚生大臣は、そこに今おられた草薙隆圓厚生大臣。それで一体この附帯決議の構立金につ

りであります。ここに、関係の官吏以外に一般の学識経験者をそこに増員をして、一般的の立場から、今言つたような趣旨においてこの資金が運用されるよう考課がされております。そういう意味におきまして、私どもとしてはこの衆議院の附帯決議の——この資金の管理運用の面においてはその趣旨をなるべく取り入れて、その方向に管理運営されるよういたしたい、かよう考課しております。

○國務大臣(佐藤蔵作君) ただいま総理からお答えいたしましたことで十分

だと思ひます、ただ二十九年の際の附帯決議が何ら行われていないという

御批判をいたいたい。で、二十九年の附帯決議に対しても政府といたしましては、趣旨を尊重する意味で所

要の改正を行なつて参つておるのでございまして、その点を一、二御披露い

たしますれば、三十年に資金運用部資金法、この法律を改正いたしまして、

預託の場合の最高利率を年六分にす

る、そうしてこれは預託期間を一七年でございますが、これを新設いたし

まして、厚生年金預託金に対する利率を從来の五分五厘から六分に引き上げ

た、これが一つでござります。さらに厚生関係の仕事に特に理解があると考

えられる委員、この委員の増員を二名いたしまして、勤労者あるいは中小企

業、農林漁業、これらに従事する人に理解ある者を選任いたしまして、そ

して運用の面において民主的な運用をはかる。さらに関連融資の面であります、関連融資の面は、全額としてな

お不十分だと言われるかもわかりませ

んが、とにかく一十九年三十五億、三十年は四十五億、三一年五十五億、三十一年七億、三十三年は七十五億、三十四年は八十五億、年々わずか

ずつではございますが増額いたしまして、御趣旨に沿うように努力いたして

おるわけでございまして、この附帯決議については、もちろん私ども政府といたしましても、衆参両院の御意見を十分尊重いたしまして、最善の努力をこの上とも尽す決意でございます。

○坂本昭君 今、大藏大臣と総理との言われたことは少し違つておる点もあるのです。それは、なるほど附帯決議の趣旨に沿つておると言いますけれども、八十五億、七十五億というの

は、これは利息にも及ばないのであります。利息よりもまだ少いのですから、これでは趣旨に沿つたとは言えないで

すよ。それからもう一つは、総理は一括してと言われましたが、この特別会計は一括して大蔵省の資金運用部の中

で管理されているのではないのです。その中には、簡易生命保険及び郵便年

金の積立金は、これは特にこの運用に

関する法律と、いうものができない、郵政大臣がこれを管理しているのです。

つまり、総理の先ほどの説明とちょっと違うのですね。これは総理の説明を聞く前に、郵政大臣にお伺いいたします

が、一体これはどういうことで、郵政省はこういううまいことをおやりになつたのか。それから、その結果いろ

いろいい点があると思うのですが、どうい工合のいい点があるか、御説明いただきたいと思います。

○國務大臣(吉尾善君) 御指摘のよう

創設せられ、一は御承知のように大正十五年、その当時はいわゆる加入者の利益並びに社会政策的にこれを使うと

いうことで、このときには通信大臣が公共団体への貸付にいくといふこと、そ

れから政府関係機関の貸付は一七%だ

けであります、それから、もう一つ目立つのは契約者貸付が六・九%もある。

こういうことも非常に私はありがたいことであり、いいことであり、こういう

ことが、つまり被保険者の利益を考え、と言われたんじゃ、これからもう簡易

保険や郵便年金も入るなるな、あん

たので、やはり今言われた簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の第二条には、はつきり積立金

を「郵政大臣が管理し、及び運用す

る」私はこれは非常に大事なことだと

思うのですよ。何となれば、郵便年金も簡易保険もあなたの下僚が日夜を分

かたず苦勞慘憺として加入させて、そ

うして集まってきた金ですだから、その金がどういう意味を持っているかと

いうことは、大臣が一番知つておらな

くちやいかぬ。そうすれば、そのこと

をよく理解してこれを使いになる責任があるのです。何だかよけいな金が

集まつて、使うのに心細いじや、はな

るよう、私どもの省といたしまして

は、そういう方向でいきたいといふことでございますが、これはよく

大蔵大臣とも相談をいたしまして最終

的にはきめたいといふに思つております。

○坂本昭君 大蔵大臣は、もうすでに

簡易生命保険と郵便年金のときに、そ

の当時の大蔵大臣に交渉せられて、こ

ういう法律をお作りになつたのですか

○國務大臣(佐藤榮作君) 簡易生命保険の郵政省所管のものを特別会計にいたしましたのは、先ほど来のお話のような非常にはっきりした理由がござります。その一つは、かつて郵政省が逓信省時代に、自分で管理運用しておった。これが戦時中の必要によって大蔵省に一本化した。この理由は、資金運用が二つに分かれておることは国の経済上、また資金運用上ますい。そういうことで、戦時にこれは一本にしました。戦争が済んだ後、その事情はよほど変ってきただらうという理由が一つ、それからもう一つは、だから事情が変わったと申しますか、昔のような状態、戦争がなくなった昔の状態へ返していいじゃないか、こういう理由が一つと、それからもう一つは、ただいま御指摘になりましたように、郵政省の職員がみずからとにかく勧誘して、そうしてその勧説している場合に、地方自治体等の協力を得て行われている。それにもかかわらず、運用の面においてそういう点が十分考慮されないことは、この保険を伸ばしていく上においても、これはあまり益しない。むしろ支障になる。そういうことをひとと本筋に返して、この簡易保険も大いに伸ばしていくこうし、郵便貯金も奨励しているよう二つの理由がある。それで前段の面ですが、前段の面につきましては、ただいまの運用の面に当たりましては、十分大蔵郵政両省、政府部

さるを得ません。常にその便益の為めに、社会福祉的なものに向けなければならぬといふことも私は当然だと思ひます。これは当然、一つの法律をもつて責任を持って運用すべきであると考えますので、總理にこの積立金運用に関する法的な扱いに関しての御所見をこの際明確にしておいていただきたいと思ひます。

○坂本昭君 そうすると、この積立金の運用に関しては十分慎重に検討を加えて、不明瞭な形ではなくて、少くとも法的に明瞭な形にする、そしてそれは積立金の始まる昭和三十六年までにおやりになる、そのことだけは明白にそういうふうに理解しても差しつかえございませんか。

○國務大臣(岸信介君) そういうふうに御理解いただけてこうだと思ひます。

○坂本昭君 今、積立金の問題が出来まして、あと積立方式のことなどいろいろ議論したいのでございますが、もう衆議院段階においても相当されましたので、私は省きます。

ただ一言總理には、今度のは完全な積立方式ですけれども、私はこれはくずれると思ひます。今までヨーロッパの各国の年金のやり方を見てみると、イギリス、フランス、西ドイツ、いすれも積立方式をやめた、あるいはくずれたりして賦課方式を加味してきております。で、この法律ではあくまで積立方式をやっておりますが、おそらく十五年、二十年ぐらいのわれわれの生きている近いうちに変るだろうと思ひます。私はそのことで、その他の点についても、皆さん方が一つ法律を作つたら、あまりそれにしがみつかないかえれば、役人まかせのやり方でない

りません。この新しい制度を発展するけれども、将来政府と国民の協力をによって、これを国民の福祉のためにほんとうに役立つ保障としての十分な、この使命を果すようにやっていかなければならぬと思います。そういう意味におきまして、常にわれわれはあらゆる面からこれを思考すると同時に検討をして、反省をしていくて、完全な方向に持っていくという努力を続けなければならぬと思います。そういう意味におきましては、決してこの案を出したから、これにこだわって、これが成立した以上は、もうあとはほんとうの事務的専門家にまかしておくというべき性質のものではないのでございまして、政治的観点から常に批判と反省をしていくて、これの制度の完成に努力をしたい、かようになります。

でござりますが、職業安定行政のうちで、われわれとしては重点業務の一つとしてその推進をはかつて参つておるわけであります。その結果、相当の成果をおさめてはおりますが、さらに強力に身体障害者の就職更生をはかるために、今後官公序等の優先雇用、それからまた民間企業に対する強力な雇用勧奨の実施等を、積極的な施策として進めて参るとともに、これを法制化することについて、ただいま政府におきましても、慎重に検討中であります。

ことが適当と思われるものであります。が、「廢疾」という言葉は、他の同種の法律の中でも多く用いられており、今この法案においてだけ、これを「身体障害者」と改めますと、適用上支障を生ずるおそれもございまして、他日各法律の相互の関係を検討し、すべての法律につき、統一的な措置を講ずることが適当と認めらるに至りましたので、今回はこれを見送ることにいたしました。この点、御了承いただきたいと存する次第であります。以上。

○委員長(久保等君) ただいまの修正案に対し質疑のおありの方は、順次御発言を願います。——他に御質疑はございませんか。御発言もなければ、修正案に対する質疑は尽きたものと認め、これより原案並びに修正案について討論に入りたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(久保等君) 御異議ないと認め、これより討論に入ります。

御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

○坂本昭君 政府原案並びに修正案につきまして、日本社会党を代表して反対の討論をいたします。

全国民が要求し、待望して、いた国民年金の制度が今国会におきまして熱心に審議されたことはまことに歴史的な意義があり、お互に同慶の至りにならぬないとこころでございます。国民の多くは無から有が生まれてくるかのよう年に年金制度の誕生を待つております。私はあえて申し上げたい。期待してい

た玉手箱を安心して開いたが最後、みじめな老後のまゝしか残らなかつたといふことは、國民の期待を裏切るものではないものだと思うのであります。國民の期待とあこがれが強いただけに、私はあえて冷静に全國民に対し、今回の國民年金法はうつかり聞くと浦島の玉手箱ですぞと心から警告しつつ、反対の討論を述べんとするものであります。すなわち、政府案の年金法は、今日の日本の經濟、労働、國民生活の現状点において強力な社会保障を実施すべくあまりにも熱意と精神と理念とに欠け、その内容においてあまりにも國民を愚弄するものはなはだしいものはないと言わざるを得ないのでございます。私の本法案に反対するおもなる点を列挙いたしますと、まず第一に、完全積立方式を採用して數理保険主義に徹し、形式主義があまりにも強く露呈せられて、そこに社會保障政策の政治的なまなましい血と脈を触れることができないことがあります。しかも、四十年間しし營々として積み立てて、四十五年日から辛うじて月わずか三千五百円の所得を保障されるのであって、月口ヶット時代に西暦二千年をこえて、三千五百円の支給を受けることに夢と希望とを抱く日本の青年が果してあり得るであろうかと考えるのでござります。しかも、それまでに貨幣価値の変動があれば、多くの場合インフレ傾向となるでしょうが、三千五百円は一そろ無価値となるであります。すなわち、今日先進諸国では、イギリス、フランス、西ドイツ等を始め、積立方式を次第に廃止あるいはそのウエートを減ぜしめて賦課方式を加えることにより、所得保障のすみやかなる

○坂本昭君 それでは、最後に勞働大臣に伺いたいのですが、この間も最低賃金問題ですいぶん議論しましたからもう蒸し返しませんが、私たちはやはり最低賃金が社会保障の一層の先決要件だと思っているのですが、ところで今度、この身体障害者が年金を受けます。身体障害者についても、これは……障害年金よりも、障害者の雇用が先行の問題だと思う。それについてきのう政府委員から若干説明を承わりましたから、労働大臣からは、身体障害者の雇用についていかなる内容の法案をいつ出して、そしてこの国民年金法案に歩調をお合せになるおつもりであるか、その一点だけをお伺いいたしま

しければ大いに利用して下さい。
○國務大臣（倉石忠雄君） 坂本さんの
方から御提出になりましたものにつきま
ましても、拝見をいたしまして、私ども
もいたしましては、現在の段階にお
いて、皆さん方の案について、にわか
に全面的に賛成だというわけにはいき
ませんけれども、私どもの方でも、や
はり十分に検討をいたして、非常に似
通っているところもござります。そこで
でどういうふうにこれを推進していくよ
うかということについて、鋭意研究を続
けている最中でござります。

○委員長（久保等君） 暫時休憩いたし
ます。

午後四時五十二分休憩

○勝俣稔君　ただいま御審議をいただいております。国民年金法案に対する修正案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

修正点は「援護年金」の名称を「福祉年金」と改め、これに伴い、「老齢援護年金」を「老齢福祉年金」、「障害援護年金」を「障害福祉年金」、「母子援護年金」を「母子福祉年金」と、それそれ改めることであります。これは「援護年金」という名称が、受給者に対して好ましくない感じを与えるからでもあります。何とぞ慎重御審議の上、どのように御修正をされるようお願い申上げます。

○委員長（久保等君） 御異議ないと認め、これより討論に入ります。

○坂本昭君 政府原案並びに修正案につきまして、日本社会党を代表して臣下の御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

対の討論をいたします。

全國民が要求し、待望していた国民年金の制度が今国会におきまして熱心に審議されたことはまことに歴史的な意義があり、お互に同慶の至りにならぬといところでござります。國民の多くは無から有が生まれてくるかのように年金制度の誕生を待っております。そして欠点があつてもやむを得ない、とにかく生まれてほしいと率直に国会

せられて、そこに社会保障政策の政治的ななまなましい血と脈を触れることができないことがあります。しかも、四十年間しし營々として積み立てて、四十五年日から辛うじて月わずか三千五百円の所得を保障されるのであって、月口ケット時代に西暦二千年をこえて、三千五百円の支給を受けることに夢と希望とを抱く日本の青年が果してあり得るであろうかと考えるのでござります。しかも、それまでに貨幣純値の変動があれば、多くの場合インフレーションとなるでしょうが、三千五百円は一そら無価値となるであります。すなわち、今日先進諸国では、イギリス、フランス、西ドイツ等を始め、積立方式を次第に廃止あるいはそのウ

○国務大臣（倉石忠雄君）　身体障害者の就職は、やはりなかなか困難な問題

午後五時三十五分開会

まする「廢疾」という言葉も、同様の趣旨から、これを「身体障害者」と改める

に訴えておるのであります。しかし、私はあえて申し上げたい。期待してい

エートを減せしめて賦課方式を加えることにより、所得保障のすみやかなる

第七部 社會勞動委員會會議錄第二

一十六号 昭和三十四年四月八日

院

効果を上げる方向に向っておるのであります。いわんや、問題の第二点は、かくのごとく国民が所得保障のすみやかな効果を求めておるにかかわらず、制度自体は積立方式によつて驚くべき巨額の積立金を擁して、この積立金自体の財政投融資的経済効果が国民個人々々の所得保障におおいからざつてしまふのであります。従来の各種保険等の基金が財政投融資の原資として、もっぱら安全確実、公共の福祉のためといふ美名のもとに大資本大企業に奉仕してきた事実は、今回の審議によつて十分明らかにされました。が、積立金の民主的、福祉的利用について明確なる方針の定められなかつたことははなはだ遺憾であるとともに、今後の監視を必要とするところでござります。

問題の第三点は、四十年という、おそるべく長い、世界一の拠出期間であります。これは世界的レコードでもあります。すると同時に、従来の日本の老齢年金十五年ないし二十年に比較してもはるかに長い。日本人もまことに氣長になつたという点では注目すべきであります。なるほど、積立金を最も有効に強制貯蓄として利用するにはいいが、四十年という期間は国民の魅力とは決してならないのです。

第四の点は、すでに述べたように、長期にわたつて積み立てていく間に当然起る物価の変動、インフレに対する具体的な調整していくかについ

来の例にならうならば、国民はどうしてい政府を信頼することはできないのであります。このように長くかかるて、安くて、しかも当然にならないのが今回、「国民年金」であります。国民の中の最も大切な「妻」あるいは「主婦」に対して、これを強制適用からはずして、任意加入にしてある一事をもつてしても理解ができます。●ですが、アリッジ報告の中に「主婦に対する特別な取扱い」をしており、国民保険の中の一つの独立した階級と認め、従来のごとく被扶養者扱いをしていないのです。その報告の言葉によれば、「主婦の働きにより次代を背負う児童の保育が行われ、労働者が家庭外で働くことが可能となるのである。主婦なくしては国家は存立し得ない。」とおける主婦に関する特別な取扱いは窮屈くことのできるのである。主婦は寡婦ではなくしては国家は存立し得ない。」と、いうのであります。また、イギリスにおける主婦に関する特別な取扱いは寡婦給付についてもあり、主婦は寡婦になった場合、十三週間は夫の死亡直後の身辺整理のゆえをもって若干高い給付額を受けるのであって、日本政府法案のごとく、母子援護年金は母一人子一人の場合月千円で、長子一人の存在は全く無視せられておる事実によつてもわかるごとく、いかにわが国政府が国民の不幸に対し冷淡無比であるかがここに実によく立証せられているのであります。数え上げれば切りがありません。単なる事務的問題にしても、第八十六条に、政府は市町村に対し事務の処理に必要な費用を交付すると定めてありますが、国民皆年金とともに、政府のうたい言葉、国民皆保険、すなわち国民健康保険の事務処理に必

必要な費用を從来一体どれだけ交付してきたでありましょうか。必要な費用の半分にも足りない費用しか交付せず、そのためには政府の皆保険という美しい看板に隠れて地方自治体は保険財政の赤字に悩んでおる事実は天下周知の事実であります。にもかかわらず公約の名のもとに皆年金の複雑な事務を地方自治体に押しつけようとしておるのであつて、いかに從順な地方行政の責任者といえどもおそらくは承知はいたさぬことであります。

われわれは審議に当つて國民各層の要望も聞きました。そうして次第に、國民が年金について渴望しておるにもかかわらず、幾多の根本的な欠陥をこの法案中に持つがゆえに、出発に当つて強い修正意見が國民の中にあることを知つて参りました。たとえば全國社会福祉協議会は、法案審議に感謝しつつも、今国会において修正されたい事項として数項の要望を提出してきたのであります。その内容の一部、特に本年十一月より施行せられる無拠出年金につきましても、たとえば援護年金受給権者の前年における所得十三万円以下とあるのを二十万円とされたい、そのためには必要な予算増は約十二億円であります。また、夫及び妻がともに老齢援護年金を受けるとき、及び一方が老齢援護年金、他の一方が障害援護年金を受けることができるときは、老齢援護年金はすべて三千円減額されることになっておるが、これを撤廃されたい、そのための予算の増は約十七億円であります。以下は省略しますが、当委員会において八項目の要望、合計しても九十五億円程度の予算増を見るのみでございます。これらはまことに切

切たる訴えであり、仙台、名古屋、東京、各地の公聴会においても同じことです。が陳情せられ、少くともこの程度の手直しは考慮すべきものと思うのであります。これに対し、政府与党はあたたかい思いやりの念をもって自発的に法案の修正をなすべきであります。

政府はすでに圧力団体に押されて、ガソリン税五千五百円の引き上げを門千四百円とし、これによつて三十四年度道路整備費に三十八億六千万円の穴を作るに至りましたが、これに対してもははおかぶりの態度をもつて終始せんとしておるのでござります。老人、母子家庭の人々、身體障害者はいずれも力の弱い存在ではあります、これらの基づいておるのでござります。老人、母子の声こそ日本国民の眞の声であり、天の声であり、天の声に耳をかざさるものとの運命は日ならずして明らかでございます。私は最初に述べた数点の基本的問題点の理由により、政府原案並びに修正案の年金制度の貧弱さを強く指摘するとともに、近い将来積立方式による政府原案の行き詰まりと失敗を予言するがゆえに、あえて明白に反対の態度を国民の前に明らかにして私の反対討論を終るものでございます。

○田村文吉君 私は縁風会を代表いたしまして、本法案並びに修正案に賛成の方の意を表する次第であります。ただいま坂本委員から、本案に反対の討論がありまして、この法案自体が必ずしも満足すべきものでないことは、討論の趣旨にありました通りでございます。しかしながら、社会保障の制度といふものは、大よそ跳躍的になすべきものではなくて、順序を経て進んでいくことが望ましいことであると私は考えております。その意味におきまして、と

にもかくにも、今度国民年金に関する法案が提出されましたことは、まさに社会保障における画期的な事実であります。これは非常に賛成に値するものであると考えます。しかし、その内容に残念な点があるというようなことがあります。私どもも考えておるのではありまするが、社会保障制度は、さういう意味において進むべきものであるという考え方からして、本案に賛成いたす次第であります。

ただ、拠出制の実施になりますのは、三十六年度でございますので、私は貨幣価値の変動を、今社会党の坂本委員から述べられましたが、そういう問題については、なお時日もあります。さらにさらには検討することも必要であろう、またそういう変動が生じた場合において、どうこれに対処するかについては、ある程度さらなる研究が必要になつてゐるのではないか、こう考えます。

次に積立金の運用につきましては、ひとりこの積立金だけではありませんが、資金運用部資金で運用されおります今日の方法が、必ずしも満足すべき状態ではないと考えるのであります。そこで、もちろんこの法案に適当した用途に使われるといふことが一番希望わしいことでありまするが、貨幣価値の変動等によって、やもすれば非常によくこの積立金自体に不安の念を抱かざるを得ないような場合も起りますので、さようの点につきましては、二分に注意することを内閣にも御注文を申し上げておきたいと存ずるのであります。

味を、やはり今後の運用については十分に取り入れて、政府が進められることを希望いたしまして、討論を終ります。

○委員長(久保等君) 他に御意見もないうえですから、討論は終局したものと認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(久保等君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより国民年金法案について採決に入ります。

まず、勝俣総君提出の修正案を問題に供します。勝俣総君の修正案に賛成の方は举手を願います。

〔賛成者举手〕

○委員長(久保等君) 多数でございました。よって、勝俣総君提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました部分を除いた原案全部を問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方は举手を願います。

〔賛成者举手〕

○委員長(久保等君) 多数でございました。よって、修正部分を除いた原案は可決せられました。

以上の結果、本案は多數をもって修正すべきものと議決せられました。

○藤田藤太郎君 ただいま可決されました。国民年金法案に対して、お手元に配付しましたような附帯決議を付することの動議を提出いたします。

○委員長(久保等君) ただいま藤田君提出の動議を議題とすることに御異議ございませんか。

○委員長(久保等君) 御異議ないと認めます。

それでは、藤田君提出の附帯決議案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

○藤田藤太郎君 附帯決議案の提案理由の説明を申し上げます。お手元に差し上げております附帯決議案を読み上げて、提案説明といたしたいと思います。

国民年金法案に対する附帯決議案

政府は、国民年金法案発足後、その改善拡充に努力すべきであつて、特に左記事項について早急に適切な措置が講ぜられるべきである。

一、国民年金制度、各種公的年金制度の相互間の通算調整の措置は、昭和三十六年度までに完了するこ

と。
その際途中脱退者が不利にならないよう配慮すること。

二、生活保護法において、老齢加算制度の創設、母子加算及び身体障害者加算の増額等の措置を講じ、生活保護法の被保護者にも福祉年金の目的が達せられるよう措置すること。

三、積立金の運用については、被保險者の利益の為に運用する方途を講じ、被保險者にその利益が還元されるよう配慮すること。

四、福祉年金の支給に当つては各種の制限措置、老齢福祉年金の年令制限、各種所得制限を緩和すること。

五、障害年金及び障害福祉年金は内科的疾患に基く障害者並に精神障害者にも適用すること。

六、母子並に障害福祉年金の支給範囲に付けては更に検討を加えこれを

拡大することに努力すること。

以上、附帯決議案の提案を申し述べました。何とぞ御審議御可決あらんことをお願いをいたします。

○委員長(久保等君) 御質疑を願います。——別に御質疑もないようですが、これより採決いたします。

藤田君提出の附帯決議案を本委員会の決議とすることに賛成の方は举手を願います。

○委員長(久保等君) 全会一致と認めます。よって、藤田君提出の附帯決議案を本委員会の決議として、本案に付することに決定いたしました。

なお、議長に提出する報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(久保等君) 御異議ないと認めます。

本日はこれにて散会いたします。
午後五時五十八分散会

昭和三十四年四月十五日印刷

昭和三十四年四月十六日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局